

## 仙台市との「遺贈に関する連携協定」の締結について

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）は、遺贈寄付ニーズの高まりにお応えするため、仙台市（市長 郡 和子）と「遺贈に関する連携協定」を締結いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 遺贈寄付について

近年、家族の在り方が多様化していることもあり、地域社会のためにご家族以外の方にも資産をのこす遺贈寄付に関心を持たれる方が増加しています。

遺贈寄付は、お客さまが地域社会のために遺産を役立てるため生前に遺贈先を指定し、お客さまが亡くなられた後にその指定に基づいて当行が遺産を遺贈先にお届けするものです。

### 2. 連携協定の内容について

締結先	仙台市
連携事項	仙台市への遺贈寄付を希望するお客さまから相談があった場合に、必要な手続きを助言させていただくとともに、仙台市に情報提供します。

#### <締結式の様子>



左：小林頭取、右：郡市長

### 3. 遺贈寄付に関するサポートの充実

当行では、2023年4月より取扱開始した信託商品・サービス、仙台市との本協定を通じて地域社会・地元団体へ遺贈寄付を行いたいというお客さまの想いの実現をお手伝いさせていただきます。

対応する商品・サービスにつきましては別紙をご確認ください。

以上

(別 紙)

遺贈寄付に対応する商品・サービスについて

**1. 遺言代用信託（代理出金特約付）〈七十七〉家族につなぐ信託**

(1) 商品概要

万が一、お客さまがご逝去された際に、あらかじめご指定いただいたお客さまのご家族および当行が「遺贈に関する連携協定」を締結する先等に、お預りしている信託財産を一括でお渡しする商品です。

代理出金特約を付加した場合、お客さまの認知症や介護等に備え、あらかじめご家族等（受益者代理人）を指定いただくことにより、お客さまが銀行に行けなくなっても、医療費や介護費等などの、お客さまのためにお使いになる資金をご家族等（受益者代理人）が代わって引き出せるようになります。

項目	特約の有無	代理出金特約なし (基本機能のみ)	代理出金特約付加あり
信託金額		100万円以上1万円単位	500万円以上1万円単位
追加信託		1万円単位	
信託期間		5年以上30年以内	
契約手数料 (消費税込)		申込金額の1.1% (最低55,000円)	申込金額の2.2%
管理手数料 (消費税込)		なし	550円/月
信託報酬		運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額を差し引いた金額	
受取人		原則推定相続人および 当行が「遺贈に関する連携協定」を締結する先から最大9先 まで指定可	
代理人		—	原則、推定相続人
承継代理人 (承継受益者代理人)		—	原則、推定相続人
都度出金		—	資金用途は、医療費・介護費・社会保険料・税金・自宅リフォーム資金等に限定
定時定額出金		—	奇数月15日払 (40万円/回以内)
中途解約		お客さまのお申し出により当行が必要と認めた場合に限り可能 お客さまのお申し出に加えて 代理人さまの同意が必要	
中途解約手数料		なし	

(2) 遺贈寄付に関する取扱い

- A. 金銭信託契約の第二受益者に遺贈提携先をご指定いただきます。
- B. 当行は、お客さまがお亡くなりになられた後に、当行がお預りする信託財産のうち、ご指定いただいた金額を遺贈提携先へお届けします。

## 2. <七十七> 遺言信託

### (1) 商品概要

「遺言書の作成の支援」、「遺言書の保管」、「遺言の執行」など遺言の作成から、将来の遺言執行まで一連のお手続きを、サポートさせていただくサービスです。

項目	内容
サービス内容	<p>A. 遺言者に、当行を遺言執行者に指名する条項を含む公正証書遺言を作成いただき、公正証書遺言の正本をご相続開始のときまで当行が保管します。</p> <p>B. 保管期間中は、遺言書の変更が必要となるような財産・親族関係等の変動がないか定期的に照会させていただきます。</p> <p>C. ご相続が開始された際には、あらかじめご指定いただいた通知人の方から当行にご連絡いただきます。</p> <p>D. 特別な事情がない限り、当行はご相続人、受遺者の皆さまに遺言執行者に就職する旨のご連絡をします。</p> <p>E. 当行は遺言執行者として遺言の内容の実現のために必要な手続を行い、遺産の整理、名義変更、引渡しなど、ご相続人・受遺者の方に遺産の分配を行います。</p> <p>F. 遺言の執行が完了した時点で遺言執行にかかる終了報告書を作成し、ご相続人・受遺者の方にご報告し、遺言信託は終了します。</p>
手数料等 (消費税込)	<p>【プラン 30】</p> <p>A. 基本手数料（申込時）：330,000 円</p> <p>B. 遺言保管手数料：なし</p> <p>C. 遺言変更手数料（変更時のみ）：55,000 円</p> <p>D. 遺言執行報酬（執行時）：相続・遺贈財産にかかる当行所定の執行対象財産評価額（消極財産控除前）に対し、④、⑤の計算を行った合計額とします。ただし、最低報酬額は上記合計額に関わらず 1,210,000 円とします。</p> <p>【プラン 80】</p> <p>A. 基本手数料（申込時）：880,000 円</p> <p>B. 遺言保管手数料：なし</p> <p>C. 遺言変更手数料（変更時のみ）：55,000 円</p> <p>D. 遺言執行報酬（執行時）：相続・遺贈財産にかかる当行所定の執行対象財産評価額（消極財産控除前）に対し、④、⑤の計算を行った合計額から 1,100,000 円を差し引いた金額とします。ただし、最低報酬額は上記算出額に関わらず 550,000 円とします。</p>

項 目	内 容
	<p>【執行対象財産評価額に乗じる料率】</p> <p>①当行・七十七証券株式会社にて契約中の預金、信託商品等の金銭債権および当行・七十七証券株式会社が募集・販売・仲介した投資信託、国債、保険商品、金融商品等に対して . . . 0.33%</p> <p>②上記①以外の財産に対して</p> <p>1億円以下の部分 . . . 1.65%</p> <p>1億円超 3億円以下の部分 . . . 1.10%</p> <p>3億円超の部分 . . . 0.55%</p> <p>(参考：執行対象財産評価額の例)</p> <p>①不動産 : 原則相続税評価額とします。</p> <p>②金融資産 : 各金融機関発行の証明書に記載されている金額とします。※口数や基準価額の表示のみの場合は、それらに乗じた金額とします。</p>
その他費用	<p>公正証書作成費用、不動産登記に関する登録免許税、司法書士報酬、戸籍謄本、固定資産税評価証明書の取り寄せ費用、預金等の残高証明書発行手数料等の実費はお客さまのご負担となります。</p>

(2) 遺贈寄付に関する取扱い

- A. 公正証書遺言により、遺贈寄付する遺産と遺贈先をご指定いただきます。
- B. 当行は、お客さまがお亡くなりになられた後に、遺言執行者として指定された遺産を遺贈提携先にお届けします。(遺贈寄付される遺産の種類等については、別途ご相談させていただきます。)